

| 基本目標 | 基本施策 | 取組施策 | 取組 |
|----------------------------------|--|---|--|
| I 今を生きる自分に合ったつながりをつくる | 1 地域への意識・関心を高める | (1) 地域活動に関する情報発信 | ① 多様な価値観、関心度に応じた地域活動に関する効果的な広報・プロモーション ② 地域情報発信の支援 |
| | 【意図】 自分の興味のある話題、関心のある事を語り合う場に自ら参加、もしくは友人等に誘われ参加することで、新たなつながりを築いていきます。 | (2) コミュニケーションが生まれるきっかけづくり | ① デジタルの場の活用★ ② 地域活動の場の活用 |
| | 2 地域資源を組み合わせ活動につなげる | (1) 地域資源のマッチング | ① マッチングの機会創出及び実施★ ② 地域で活躍する人材の確保 |
| | 【意図】 1-1で築いたつながりや、地域資源を組み合わせ、活動につなげていきます。 | (2) 地域活動の継続と新たな活動の創出に向けた支援 | ① 地域活動の活性化に向けた支援 |
| II つながりで地域の活力を生み出す | 1 多様な主体のつながりが活性化 | (1) 持続可能なプラットフォーム※の構築 | ① 地域・企業・行政による課題解決の仕組みの構築★ |
| | 【意図】 地域課題解決に向けた地域・企業・行政からなる枠組みを作ります。 | (2) 多様な主体がつながるネットワークの充実 | ① 地区協議会等の運営支援 ② 地区別の懇談会の開催 |
| | 2 地域でイノベーションを起こす | (1) 新たなプラットフォーム※から生まれた取組の推進 | ① 地域・企業・行政による課題解決プロジェクトの推進 |
| | 【意図】 2-1の枠組みで生まれた課題解決に向けたプロジェクトを、プロジェクトに関わるメンバーとともに推進します。 | (2) 地域課題の解決や魅力向上に向けた取組の推進 | ① 地区協議会等の活動支援の充実 ② (仮称)地区未来ビジョン実現の支援 |
| ※プラットフォーム…課題解決に向けて話し合いや取り組みを行う舞台 | | | |
| III 必要な人に必要な支援が届く仕組みをつくる | 1 支援の輪につながる、つなげる | (1) 当事者や家族などの意識づくりと周囲の人の理解の促進 | ① 福祉課題の理解の促進 ② 福祉サービスに関する情報提供 |
| | 【意図】 当事者や家族を含めた地域の人の気づきを促進するため、意識啓発・情報提供を行うとともに、困りごとを抱える人を早期に見つけられるよう、地域とともに見守り、必要な支援につなげる体制を構築します。また、困りごとを抱える人を必要な支援につなげられるよう、行政の各分野が横断的に連携し、相談支援機能の強化を図ります。 | (2) 地域における見守り・支え合い活動の充実 | ① 多様な人材の地域福祉活動への参加促進 ② 地域における見守り・支え合い活動の推進 |
| | | (3) 当事者や家族などが相談しやすい分野横断的な体制づくり | ① 身近な場所での相談体制の充実★ ② 地域のつながりを通じた潜在的な相談者の把握★ ③ 多機関の協働による相談支援体制の構築★ |
| | 2 支援が必要な人に寄り添い、支える | (1) 社会参加に向けた支援 | ① 就労に向けた支援 ② ひきこもり対策の推進 ③ 地域の多様な主体と連携した参加支援★ |
| | 【意図】 現在支援を必要とする方や、近い将来支援が必要となる人に対し、一人一人に合った支援を届けられるよう支援内容の充実を図ります。 | (2) 生活困窮者等への支援 | ① 生活困窮者の自立支援 ② ひとり親家庭の自立支援 ③ 子どもの学習意欲の応援 |
| | | (3) 住宅確保要配慮者への支援 | ① 住宅確保要配慮者への居住支援 |
| | | (4) 自殺対策の推進 | ① 自殺防止の推進 |
| | | (5) 暴力・虐待の防止 | ① DV防止の推進 ② 虐待防止の推進 |
| | | (6) 権利擁護支援の充実 | ① 権利擁護事業の充実 ② 市民後見人の育成 |
| | | (7) 再犯防止に向けた取組の推進(再犯防止推進計画) | ① 再犯防止に向けた支援 |
| | (8) 災害時に備えた支援体制の構築 | ① 防災、避難施設等の情報提供 ② 災害時に備えた要配慮者支援 ③ 二次避難施設(福祉避難所)の確保 ④ 災害ボランティアセンターの充実 | |
| | (9) 暮らしやすいまちづくりの推進 | ① 施設等のバリアフリー、ユニバーサルデザインの整備 | |
| 3 支援の質を確保する | 【意図】 支援が必要な人が適切なサービスを利用できるよう、福祉サービスの質の向上や、庁内、関係機関の連携・協働体制を構築します。 | (1) 福祉サービスの質の向上 | ① 福祉サービス第三者評価の受審促進 ② 事業者等への指導強化 ③ 福祉サービス事業者等が行う地域貢献活動の促進 ④ 苦情相談窓口の運営 ⑤ 分野横断的な福祉サービス等の展開★ |
| | (2) 福祉専門人材の育成・確保 | ① 福祉人材の開発 ② 福祉サービス提供事業者向けの研修の実施 | |
| | (3) 全庁的な連携体制の構築 | ① 地域福祉のマネジメント機能の構築 | |